

白山市公用封筒広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白山市公用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲出に関し、白山市有料広告掲出要綱（平成19年白山市告示第8号。以下「要綱」という。）及び白山市有料広告掲出基準（以下「基準」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料等)

第2条 広告を掲出する封筒、広告枠の規格、募集枠数、広告の掲出料及び掲出担当課は、別表のとおりとする。

(対象者の要件)

第3条 要綱及び基準に定めるもののほか、市税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(広告掲出希望者の募集)

第4条 広告掲出希望者の募集は、新たに別表の封筒を作成するときに行うものとする。

2 市長は、募集を行うに当たり、広告主となり得る者に対して広告掲出募集の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の位置)

第5条 広告を掲載する位置は、封筒の裏面とし、市長が指定する場所とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲出を希望する者は、白山市公用封筒広告掲出申込書（様式第1号）に、広告原稿案を添えて、市長に申し込むものとする。

2 広告の内容、デザイン等の経費は、申込者が負担するものとする。

(広告掲出の決定等)

第7条 市長は、広告の掲出の申し込みを受けたときは、白山市有料広告掲出要綱第7条第1項の規定により、広告掲出の可否を決定し、白山市公用封筒広告掲出通知書（様式第2号）を、申請者に通知するものとする。

2 市長は広告の掲出の申し込みが予定の枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。

ア) 国、政府機関、地方公共団体及びこれらに類するもの。

イ) 市内に主たる事業所、営業所及び店舗等を有する企業及び個人。

ウ) 前2号に掲げる以外のもの。

3 広告の掲出の申し込みが予定の枠数を超え、かつ、すべての条件が同等と判断したときは、抽選により決定するものとする。

4 広告掲載の決定通知を受けた申込者は、市長が指定する期日までに広告

原稿となる電子データを提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに納入通知書により一括納付するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときはこの限りでない。

(広告掲載の決定の取消し)

第9条 市長は次に掲げるものに該当する場合は、広告主への催告その他の手続きを要することなく広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適切でないとき。

(広告掲出料の返還)

第10条 市長は広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納めた全部又は一部を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料に利子は付さないものとする。

(掲出者の責務等)

第11条 掲出者は封筒に掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

2 掲出者は、掲出された広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 広告に関連する苦情や損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において対処することとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

広告を掲出する封筒	広告枠の規格	募集枠数	掲載料金	担当課	備 考
納税通知書用窓あき封筒	縦 60mm 横 60mm	2 枠	50,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)	総務部 市民税課	市・県民税（普通徴収）、 軽自動車税（種別割）、 固定資産税、都市計画税

様式第1号（第6条）

白山市公用封筒広告掲出申込書

令和 年 月 日

（あて先）白 山 市 長

白山市の公用封筒への広告掲出について、下記のとおり申し込みます。

住 所	
氏名(会社名等)	
代表者氏名	⑩
電話番号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	
担当者氏名	
希望の広告を 掲出する封筒	
希望枠数	枠
掲出内容	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・ 白山市の広告関連規定を遵守します。・ 白山市税の滞納は、ありません。・ 白山市が市税納付状況の調査を行うことに同意します。
備 考	

様式第2号（第7条）

白山市公用封筒広告掲出通知書

令和 年 月 日

様

白山市長 山田憲昭

白山市の公用封筒への広告掲出について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定区分 掲載する 掲載しない

2. 広告を掲出する封筒の種類

3. 広告掲出料 金 _____ 円